

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：13401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01332

研究課題名(和文) 社会保障における選択と集中の法的意味 フランス家族給付の社会保険的性格を題材に

研究課題名(英文) The Legal Implications of selection and concentration in Social Security

研究代表者

清水 泰幸 (Shimizu, Yasuyuki)

福井大学・学術研究院教育・人文社会系部門(教員養成)・准教授

研究者番号：90432153

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)： 社会保障における「選択と集中」について、フランスの家族手当を題材に研究を進めてきた。そこでは「補償から保障へ」とも言うべきパラダイムシフトが生じていた。給付は「補償」であるという理念について、フランスは第1子には家族手当を支給しないので、純粋な意味での「補償」ではない。「選択と集中」により給付制度からの一定の人々を除外することは連帯の喪失であり、社会保障全体を陳腐な救貧システムとして縮小させるとも言われている。したがって、社会的コストを費やしてでも連帯の観念を擬制することが、社会保険を中心とする社会保障の存続要件と言えよう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本において、児童手当の所得制限の撤廃が政府の目玉政策として注目されているが、所得制限の撤廃それ自体が出生率の向上に繋がるわけではない。ここでは、児童手当という社会システムの中に、いかにして人々をつなぎ止めるかが試されているのである。このことは、児童手当のみならず、社会保障制度全体において当てはまる。

「選択と集中」は財源の効果的な活用という次元に議論が矮小化される傾向があるが、本来の意義はそれに留まるものではない。社会における平等および公正の在処に係る問題であることはもちろんであるし、社会システムから除外者を出さないことの意味を顧みなければならない。

研究成果の概要(英文)： In my research on "selection and concentration" in social security, I have focused on family allowances in France. A paradigm shift has occurred there, which can be described as moving "from compensation to security". Concerning the idea that benefits are a form of "compensation," France does not provide family allowances for the first child, so it is not "compensation" in the purest sense. Excluding certain people from the benefit system through "selection and concentration" is considered a loss of solidarity and is said to reduce the entire social security system to a trivial poverty relief system. Therefore, even if it incurs social costs, simulating the concept of solidarity can be considered a requirement for the survival of social security centered on social insurance.

研究分野： 社会保障法

キーワード： 選択と集中 フランス 児童手当 平等

1. 研究開始当初の背景

2000年代に「格差」問題が社会的に注目を集めた後、高齢者や住民税非課税世帯を対象を絞り込んだ臨時給付金の支給や高額療養費制度の負担上限に所得に応じた差を設けるなどの動きが見られた。このように、社会保障給付において受給者の経済状況に応じた「選択と集中」が次第に多く見られるようになった。

確かに限られた財源を効果的に活用するなら「選択と集中」による手法が合理的に見える。従来も在職老齢年金のように、拠出時の事情とは切り離して受給時の経済状況を見るという点では目新しいものではない。反面、社会保険においては給付の定型性にアイデンティティーがあり、保険料支払いと対になる形で将来の給付が見通せること、すなわち拠出と給付の牽連性が加入強制と保険料賦課を正当化してきたはずである。

ところが日本における「選択と集中」については、上記のような財源以外にはさしたる議論もされないまま、社会保障の「常識」となりつつある。反面、これにより給付の定型性や支給対象の一般性が失われる意味について分析が進んでいるとは思われない。

「選択と集中」のもとで社会保険を捨てるのか、あるいは社会保険の中に社会を導く理念を改めて見出しこれを維持するのか、日本社会は大きな岐路にさしかかっている。

2. 研究の目的

今回、比較法の研究対象国としたフランスの「社会保障」とは、日本の社会保険に相当する狭い概念である(ちなみに、日本の社会保険に相当するのはフランスでは社会的保護という)。フランスでは、近年は貧困施策を重視する傾向の中で、すなわち「選択と集中」が進みつつも、そこに重心を置くことは社会の分断を招くという指摘が見られるようになった。

社会保険において、被保険者の経済状況に応じて給付額を調整したり給付対象者を限定したりすることは、保険料と給付の牽連性を弱めること意味する。将来、保険給付が期待できない人々に対して保険料の拠出を強制することは説得力がないからである。この点について、フランスでは高所得・低リスクである人々は社会保険よりも私保険を重視する傾向が生じて、低所得・高リスクな人々のみが社会保険という「貧弱な」公的リスクヘッジに依存するという課題が議論されてきた。

このように格差や社会的排除の解決を目指したはずの「選択と集中」が、却って社会の分断を招くという矛盾が存在するのであり、同様な事態は日本でも進行中であると言えよう。したがって、「選択と集中」により社会保険の位置づけおよび役割は、著しく変化を迫られており、この変化は社会保険の存在意義を否定ないし破壊する要素を含みうる。極限すれば「社会保険の退場」とでも言うべき事態を招く恐れがある。

本研究では、社会保障給付の支給要件に所得制限を設け「選択と集中」を行うことがいかなる意味を持つのかを明らかにする。すなわち、社会保険が画一的な給付体系などの普遍性を捨て去り「選択と集中」を選ぶとき、それは社会保険の退場という選択を意味するのである。

3. 研究の方法

フランスの家族手当は日本の児童手当に相当する。とはいえ日本とは異なり、子どもの扶養のために生じる費用負担は社会全体によって補償ないし埋め合わせするという基本理念を持つ。財源の本人負担はないものの伝統的に雇用主による拠出金によるところが大きく、フ

ランスの家族手当は、子どもの扶養による支出を要保障事故とする社会保険給付と考えられてきた。その所得再配分の機能は水平的なものと考えられてきており、困窮した世帯に対する支援という性質を有するものではなく、広く子育て家族を対象として、その理念の普遍性が標榜されてきた。

ところが1998年に左翼政権が成立したとき、かなり唐突に富裕層に対する家族手当の支給停止が決定された(その後、多くの反発を受けて半年ほどで撤回された)。このときフランスの世論においては「家族手当の普遍性」が叫ばれ、経済的困難とは無縁な富裕層であっても家族手当の支給対象から除外することは適切ではないという主張が見られた。しかし、2014年になると、富裕層に対する家族手当の支給停止ではなく、所得階層に応じた支給額調整を行う改革がなされた。

したがって、家族手当の普遍性をめぐり、逆から見れば「選択と集中」をめぐって、支給停止として給付から全面的に排除することと、たとえ少額でも支給を続けることに意味の違いはあるのかという論点が浮かび上がる。

こうした分析観点を設定して、社会保障給付について所得制限を設ける意義、および、それに続いて支給停止とするか支給額の調整という手法の違いが何をもたらすかを見ていくこととなる。つまり、ある給付から完全に除外することは特別なメッセージを持つのか、それとも一部給付は制度への包摂のメッセージという意味を持つのかである。

上記のような論点について、フランスにおける平等あるいは公正の観念について近年の傾向を分析し、また、フランス現地で研究者および実務担当者にフランスの家族支援をめぐるマインドについてインタビューを行う等、人々の観念について日本とは異なる点に視線を向けつつ研究を進めた。

4. 研究成果

「選択と集中」というテーマについて、フランスの家族手当では一定のパラダイムシフトが生じたと言える。すなわち「補償から保障へ」とも言うべき観念の変化である。「補償」が生じた費用の穴埋めであるとしても、同時にフランスは第1子には家族手当を支給しないヨーロッパでは唯一の国である。すなわち、従来から人口政策的な考慮を伴う「補償」なのであって、その原理は純粋な普遍性ではない。

本研究では家族手当に焦点を当てたが、いわゆる子育て支援を包括的に見たとき、3人以上を育てた親に対する老齢年金の加算、ひとり親家庭への支援、仕事と家庭の両立支援、税制上の優遇など様々な政策が複合的に家計に作用するのであって、結局、一定の生活水準の「保障」が目指される。

また、フランスでは大革命以来の伝統的な平等観念に対して、2000年代以降はロールズ的な公正の観念の影響が強く、経済的な困窮度合いが高い人々を優先的に処遇することに社会的合意が形成されつつあると思われる。

したがって、フランスの家族手当においては、かつては相対的に強度な「普遍性」が存在したかもしれないが、それは留保を要するものであったことは否定できず、現在においては水平的再配分は人々の意識において当然の前提とは言えず、「補償」の観念が後退していると言えそうである。

ただし、ある給付制度からの一定の人々を除外することは、他者(保険集団内での他の被保険者あるいは社会における他者)への興味を失わせることになるだろう。すなわち連帯の喪失である。確かに租税を財源とする一方的な財の移転システムは存在し機能しうるだ

う。しかし連帯の観念が必要なくなることで引き換えに、社会保障全体を陳腐な救貧システムに縮小させてしまう懸念がある。逆に言えば、社会的コストを費やしてでも連帯の観念を擬制することによって、社会保険を維持する必要があると言えそうである。

翻って、日本においては児童手当の所得制限の撤廃が政府の目玉政策として注目されているが、所得制限の撤廃それ自体が出生率の向上に繋がるわけではない。ここでは、児童手当という社会システムの中に、いかにして人々をつなぎ止めるかが試されているのである。この意味において、公的医療保険の仕組みを用いて新たに広く支援金の拠出を求めることは意味あることかもしれない。

本研究ではフランスの家族手当を中心に研究を行ったが、フランスの社会保障が「補償から保障へ」シフトしたことについて、そこから得られる示唆は重要な意義を持つと思われる。すなわち、人々をシステムに取りこみ続けることに自覚的であること、それが社会保険を中心とする社会保障の存続要件と言えられると思われる。

以上。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 宇佐見 耕一、岡 伸一ほか編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 17
3. 書名 『新・世界の社会福祉 第2巻 フランス/ドイツ/オランダ』 第2部 「IV家族給付」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------